

管内の事業場の皆様へ

人材を育成して安全衛生水準向上を

<計画的・継続的に安全衛生教育を実施してゼロ災害>

誰もが働きやすい安心・安全な職場を確保する為には、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、**事業場で働く全ての労働者に対して、それぞれの階層、役割等に応じた必要な教育を計画的・継続的に行っていく必要があります。**

注意 必要な教育や計画的な人材育成を行っていないと...

作業を行う労働者やその作業を直接指揮・監督する管理者が、安全衛生についての知識や技能を十分に有していないと、**安全衛生対策の実効性をあげることができません。**

安全衛生についての知識、技能を十分に持たないまま、誤った方法や姿勢等で作業を行ってしまうと、**けがや健康障害が発生してしまいます。**

また、作業を直接指揮・監督する管理者が求められている役割を十分果たす為には、**安全衛生についての知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等も必要**となってきます。

和気署管内でも、必要な教育や計画的な人材育成を行っていなかったことが、災害発生の一因となっている労働災害が多数発生しています。

【ケース1】有害作業従事者への教育未実施

製造業。塗装作業に従事する作業者に対して取扱物質の有害性、保護具の適切な着用方法等を**教育しておらず**、不織布マスクの上に防毒マスクを装着して作業して**有機溶剤中毒**。

注意!!

【ケース2】新任管理者への職長教育未実施

製造業。ベテラン管理者を人員不足となった別の製造部署に異動させた後、管理経験のない新任管理者を配置。**職長教育未実施**。**安全管理水準が低下**している状況下で災害発生。

化学物質の自律的管理が始まっています!!

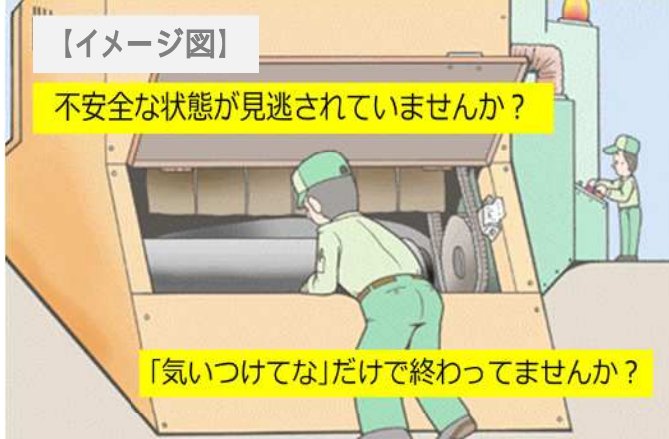
【イメージ図】



有害作業を行わせる際、何故ルールを遵守しなければいけないのか、ルールを遵守しないとどういった影響があるのか等が理解されるまで、繰り返し教育を実施しましょう。化学物質の自律的管理も始まっています。

現場責任者の役割が果たされていますか?

【イメージ図】



管理経験がない新任管理者を配置する際は、配置前から教育・訓練等で育成し、配置後は事業場が管理者に求める役割が十分果たせるようになるまで、事業場として適切にフォローしましょう。

【参考裁判例】介護事業場 安全衛生教育未実施で損害賠償

岡山県外の事案ですが、介護事業場での介護ヘルパーの介助時の負傷について安全衛生教育が十分でなかったとして、使用者の安全配慮義務違反で、事業場に対して損害賠償金の支払いを命じた裁判例（H21年地裁判決）もあります。

教育計画を作成して、計画的・継続的に教育を実施しましょう

- ☑ まずは事業場における安全衛生管理上の課題・問題点等を踏まえ、誰もが健康で安心・安全に働くことができる職場とするためには、「いつ」「誰に」「何(教育内容)」を「どのように(方法・教材等)」実施すれば良いか検討した上で、**教育計画を作成しましょう。**
- ☑ 計画は、将来的な体制を見越して、**中長期的な計画も立てましょう。**
- ☑ 計画は、教育の実施状況やその効果を評価し、**適宜、見直しましょう。**
- ☑ 計画に基づき確実に実行できるよう**責任者や担当部署を決めましょう。**
- ☑ 安全衛生教育を実施した際は**実施結果を記録・保存しましょう。**

転倒災害等行動災害防止には筋力維持・健康保持等の教育も必要です。作業員間の意思疎通に問題がある職場はコミュニケーション能力向上教育等で職場改善を。



いつ	誰に	何を(教育内容)	どのように
雇入れ時 作業内容変更時 経験年数毎 役職就任時 等 定着するまで繰返し	経営陣 各種管理者 作業員 教育担当者 等 欠員とならない様に	法定資格・教育 能力向上 管理・指導力向上 危険感受性向上 健康保持増進 等	講義方式 参加型 討議方式 体験型、実演 外部講習・セミナー 等

労働者一人ひとりの安全衛生意識や現場の安全衛生水準を向上させるためにも

労働者を直接指揮、監督する者の管理能力向上、次候補育成を

職長等、現場において労働者を直接指揮、監督する者は職場での災害防止のキーマンです。

職長らの作業管理等の職務履行が、職場の安全衛生意識や安全衛生水準を大きく向上させます。

職長教育や能力向上教育が求められる業種だけでなく、すべての事業場において、**作業管理等を担う職場のリーダーに必要な力量が身に付くよう管理能力向上の教育を実施しましょう。計画的に次のリーダー候補者も育成していきましょう。**

- 期待される役割〔先取りの安全衛生管理、情報管理(上司と部下とのパイプ役)、部下の育成〕をより一層レベルアップさせて果たす能力
- 中心メンバーとして実施する安全衛生活動〔職場巡視、危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント等〕を的確に果たす能力 など

厚生労働省HP「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」
他業種の方も参考にしてみてください。



厚生労働省HP「次代の安全の中核を担う人材育成好事例集」

建設業、製造業における次代の安全の中核を担う人材育成好事例の情報を掲載しています。他業者の方も参考にしてみてください。



災害が増加傾向にある「転倒」「動作の反動・無理な動作」災害の防止のためにも

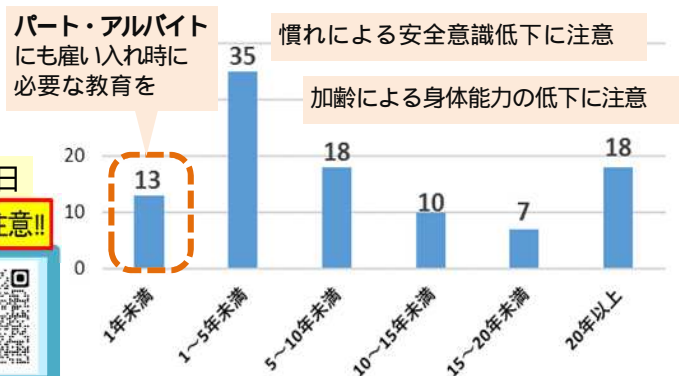
未熟練労働者、高齢労働者など、それぞれに応じた教育を

作業に不慣れで危険感受性も低い未熟練労働者、加齢等で身体能力等が低下した高齢労働者が被災しないように、作業員の特性に応じた教育を実施しましょう。

一緒に働く管理者や周りの労働者にも作業員の特性に応じて配慮すべき事項等の教育を実施しましょう。

雇入れ時教育等の省略規定が廃止され、令和6年4月1日から全業種で全項目の教育が義務化されています。**注意!!**

◇令和5年労働災害 経験年数別



厚生労働省HP
「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」
雇入れ時や作業内容変更時等の教育の参考に。



厚生労働省HP
「高齢労働者の安全衛生対策について」
高齢者の特性に配慮した安全衛生教育を。



厚生労働省HP
「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイドンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署